

平成23年3月17日

日本語教育機関設置代表者 各位

財団法人日本語教育振興協会
理事長 佐藤次郎

東北地方太平洋沖地震の被災状況と当面の対応について（報告）

東北地方太平洋沖地震により被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げますとともに各日本語教育機関の御尽力に御礼を申し上げます。

既に御連絡しましたとおり、当協会では、日本語教育機関理事・評議員で構成する日本語教育機関東北地方太平洋沖地震対策本部（本部長：佐藤理事長）を設置し（3月14日通知）、被害状況等の把握に努めているところであります。

昨日（16日）、第1回同対策本部会議を開催し、日本語教育機関の被害状況の報告と当面の対応について検討しました。

1 被災状況（3月17日現在）

（1）人的被害

日本語教育機関（270校回答）においては、東北地域の日本語教育機関（10機関）を含む回答のあった日本語教育機関の教職員・役員、留学生は全員無事で死亡、負傷した者はありませんでした。

当初、複数の日本語教育機関で留学生の安否確認できない者がおりましたが、昨日（16日）確認ができました。

（2）物的被害

校舎等の倒壊はありませんでしたが、26校の日本語教育機関で、校舎壁の亀裂、校舎内部の損壊、窓ガラスの破損、壁のひび、学生寮の破損がありました。

当協会ホームページ（トップページ「東北地方太平洋沖地震への対応について」）を参照願います。

2 当面の対応

（1）日本語教育機関の留学生の中には、入国を留保する者、一時帰国する者、帰国する者が増えており、当協会では留学生の動向について調査を行うこと。

当協会ホームページ（最近のおしらせ）「東北地方太平洋沖地震に伴う学生の動向等調査について」を参照願います。

（2）各地区において、評議員を中心に、留学生受入れの在留手続に関して各地方入国

管理局への要望等を行うことが必要であること，当協会としても法務省，外務省及び地方入国管理局へ要望等を行う予定であること。

本日（17日），当協会から法務省，外務省に要望を行いました。

この要望「東北地方太平洋沖地震に伴う留学生の特別措置について」は前述の「東北地方太平洋沖地震への対応について」の中に掲載しておりますので，参照願います。

（主な要望事項）

平成23年度4月生を対象とした在留資格認定証明書について，緊急避難的に，有効期間を3か月から6か月に延長していただきたいこと。

再入国手続を取らずに帰国した学生に対し，学習継続希望を学校が確認した場合，特段のご配慮をいただきたいこと。

7月，10月の留学ビザの一括申請の時期を1ヶ月程度延期していただきたいこと。

（3）当協会ホームページで適宜，東北地方太平洋沖地震関連情報を提供すること。

これに関して，前述の「東北地方太平洋沖地震への対応について」を掲載し，その中で次の情報を掲載しておりますので，参照願います。

- * 「文部科学省ホームページの東北地方太平洋沖地震関連情報」
（http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/index.htm）
- * 「福島原子力発電所の事故についての正確な理解のために」
（<http://www.kaij.jp/news/2011/03/1226.html>）
（<http://www.kaij.jp/e/news/2011/03/699.html>）